



# 熊本県公報

第13111号  
令和4年(2022年)  
3月15日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（網田加入区外2加入区）……………（団体支援課） 1
- 指定管理者の指定……………（港湾課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止……………（障がい者支援課） 1
- 令和3年度（2021年度）予算の要領……………（財政課） 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市計画課） 61
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（ 〃 ） 61
- 熊本県訓練手当支給要項の一部改正……………（労働雇用創生課） 61
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 64
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 64
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 64
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 64
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 65
- 道路の位置の指定……………（建築課） 65
- 道路の位置の指定……………（ 〃 ） 65
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 65
- 公共測量の終了……………（監理課） 66
- 令和3年度（2021年度）第2回熊本県観光審議会の開催…（観光審議会） 66

### 告 示

#### 熊本県告示第176号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、網田加入区、八代加入区及び二見加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県告示第177号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定により八代港国際旅客船拠点の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港国際旅客船拠点	熊本市東区佐土原一丁目16番37号	株式会社緑研 代表取締役 佐土原博	令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

#### 熊本県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第51条の規定により公示する。  
 令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
多機能型事業所 とまり木 山鹿市鹿本町来民575番地3号	合同会社 とまり木 山鹿市鹿本町来民575番地3号 志方 大和	就労移行支援	令和4年(2022年)3月31日

**熊本県告示第179号**

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和4年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**令和3年度熊本県一般会計補正予算(第17号)**

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第17号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,445,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,081,062,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		146,785,043	17,783,544	164,568,587
	1 県 民 税	42,196,623	3,080,008	45,276,631
	2 事 業 税	30,550,875	10,232,217	40,783,092
	3 地方消費税	30,575,138	3,002,235	33,577,373
	4 不 動 産 税	3,742,431	690,190	4,432,621
	5 県たばこ税	1,953,933	53,209	2,007,142
	6 ゴルフ場 利 用 税	488,358	102,540	590,898
	7 軽油引取税	14,112,678	543,119	14,655,797
	8 自 動 車 税	23,039,315	71,146	23,110,461
	9 鉦 区 税	9,416	447	9,863
	10 狩 猟 税	17,834	1,758	19,592
	11 産業廃棄物税	98,442	6,675	105,117
2 地方消費税 清 算 金		79,218,545	4,083,355	83,301,900
	1 地方消費税 清 算 金	79,218,545	4,083,355	83,301,900

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 地方譲与税		19,165,765	11,620,979	30,786,744
	1 特別法人事業譲与税	16,713,055	11,490,526	28,203,581
	2 地方揮発油譲与税	2,115,534	91,247	2,206,781
	3 石油ガス譲与税	48,106	10,596	58,702
	4 自動車重量譲与税	111,146	31,427	142,573
	5 森林環境譲与税	163,572	444	164,016
	6 航空機燃料譲与税	14,351	△ 3,261	11,090
4 地方特例交付金		918,102	39,228	957,330
	1 地方特例交付金	918,102	39,228	957,330
5 地方交付税		219,669,000	24,172,653	243,841,653
	1 地方交付税	219,669,000	24,172,653	243,841,653
6 交通安全対策特別交付金		304,004	△ 15,282	288,722
	1 交通安全対策特別交付金	304,004	△ 15,282	288,722
7 分担金及び負担金		3,881,671	596,761	4,478,432
	1 分担金	769,511	191,161	960,672

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 負 担 金	3,112,160	405,600	3,517,760
8 使用料及び 手 数 料		9,448,576	△ 328,671	9,119,905
	1 使 用 料	6,610,025	△ 261,602	6,348,423
	2 手 数 料	2,838,551	△ 67,069	2,771,482
9 国庫支出金		272,950,613	20,944,914	293,895,527
	1 国庫負担金	51,705,977	△ 653,003	51,052,974
	2 国庫補助金	218,220,763	21,974,434	240,195,197
	3 国庫委託金	3,023,873	△ 376,517	2,647,356
10 財 産 収 入		1,386,704	184,828	1,571,532
	1 財 産 運 用 収 入	877,457	109,731	987,188
	2 財 産 売 払 収 入	509,247	75,097	584,344
11 寄 附 金		244,676	309,716	554,392
	1 寄 附 金	244,676	309,716	554,392
12 繰 入 金		40,353,437	△ 26,170,925	14,182,512
	1 特 別 会 計 繰 入 金	466,048	63,793	529,841

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	39,887,389	△ 26,234,718	13,652,671
13 繰越金		2,363,845	18,937,486	21,301,331
	1 繰越金	2,363,845	18,937,486	21,301,331
14 諸収入		98,591,351	△ 2,115,124	96,476,227
	1 延滞金、加算金及び過料等	186,336	△ 66,235	120,101
	2 県預金利子	2,215	323	2,538
	3 貸付金元利収入	75,226,339	△ 587,714	74,638,625
	4 受託事業収入	2,973,025	△ 336,086	2,636,939
	5 収益事業収入	3,165,459	△ 394,878	2,770,581
	6 雑入	17,037,908	△ 730,534	16,307,374
15 県債		115,335,000	402,402	115,737,402
	1 県債	115,335,000	402,402	115,737,402
歳入合計		1,010,616,332	70,445,864	1,081,062,196

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,344,775	△ 35,272	1,309,503
	1 議 会 費	1,344,775	△ 35,272	1,309,503
2 総 務 費		42,455,988	38,103,940	80,559,928
	1 総務管理費	13,495,790	36,830,558	50,326,348
	2 企 画 費	10,124,451	△ 332,518	9,791,933
	3 徴 税 費	7,374,319	101,589	7,475,908
	4 市 町 村 費	7,290,142	50,147	7,340,289
	5 選 挙 費	1,317,973	369	1,318,342
	6 防 災 費	2,104,580	1,433,103	3,537,683
	7 統計調査費	444,606	△ 24,520	420,086
	8 人 事 委 員 会 費	155,229	8,601	163,830
	9 監査委員費	148,898	36,611	185,509
3 民 生 費		119,629,152	△ 4,618,111	115,011,041
	1 社会福祉費	72,174,377	△ 3,619,444	68,554,933

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	38,924,303	△ 1,171,718	37,752,585
	3 生活保護費	4,912,732	209,606	5,122,338
	4 災害救助費	3,617,740	△ 36,555	3,581,185
4 衛 生 費		115,513,010	11,247,049	126,760,059
	1 公衆衛生費	100,452,209	11,142,376	111,594,585
	2 環境衛生費	12,107,304	155,528	12,262,832
	3 保健所費	1,604,655	△ 41,638	1,563,017
	4 医薬費	1,348,842	△ 9,217	1,339,625
5 労 働 費		2,869,306	△ 183,169	2,686,137
	1 労 政 費	243,733	△ 27,223	216,510
	2 職業訓練費	2,228,398	△ 362,648	1,865,750
	3 失業対策費	295,033	201,739	496,772
	4 労 働 委 員 会 費	102,142	4,963	107,105
6 農 林 水 産 業 費		67,050,614	4,642,393	71,693,007
	1 農 業 費	19,045,397	△ 779,212	18,266,185

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,781,465	953,004	3,734,469
	3 農地費	23,318,411	2,740,822	26,059,233
	4 林業費	17,473,388	1,120,639	18,594,027
	5 水産業費	4,431,953	607,140	5,039,093
7 商工費		163,139,956	△ 8,433,813	154,706,143
	1 商業費	147,337,494	△ 18,529,695	128,807,799
	2 工鉱業費	8,835,456	△ 344,283	8,491,173
	3 観光費	6,967,006	10,440,165	17,407,171
8 土木費		85,639,041	17,361,155	103,000,196
	1 土木管理費	2,401,482	△ 22,275	2,379,207
	2 道路橋りょう費	39,457,989	9,090,390	48,548,379
	3 河川海岸費	28,609,618	8,135,964	36,745,582
	4 港湾費	5,153,743	1,654,800	6,808,543
	5 都市計画費	7,986,663	△ 1,391,192	6,595,471
	6 住宅費	2,029,546	△ 106,532	1,923,014

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		38,585,640	304,550	38,890,190
	1 警察管理費	34,365,812	339,775	34,705,587
	2 警察活動費	4,219,828	△ 35,225	4,184,603
10 教 育 費		143,066,872	△ 2,889,049	140,177,823
	1 教育総務費	34,848,542	△ 1,344,468	33,504,074
	2 小学校費	37,864,370	△ 914,844	36,949,526
	3 中学校費	21,717,876	△ 207,318	21,510,558
	4 高等学校費	29,964,181	△ 382,656	29,581,525
	5 特別支援 学 校 費	13,197,799	55,839	13,253,638
	6 大 学 費	1,508,259	95,325	1,603,584
	7 社会教育費	2,277,804	△ 106,880	2,170,924
	8 保健体育費	1,688,041	△ 84,047	1,603,994
11 災害復旧費		39,923,688	11,108,182	51,031,870
	1 総務災害 復 旧 費	2,541,058	666	2,541,724
	2 民生災害 復 旧 費	616,146	4,133	620,279

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	15,068,519	△ 1,018,877	14,049,642
	4 商工災害 復旧費	1,015,511	6,720,192	7,735,703
	5 土木災害 復旧費	19,919,777	5,545,483	25,465,260
	6 警察災害 復旧費	43,146		43,146
	7 教育災害 復旧費	719,531	△ 143,415	576,116
12 公債費		97,183,446	△ 3,030,548	94,152,898
	1 公債費	97,183,446	△ 3,030,548	94,152,898
13 諸支出金		94,014,844	6,868,557	100,883,401
	1 繰出金	16,135,806	96,678	16,232,484
	2 ゴルフ場利用税 交付金	341,783	92,868	434,651
	3 利子割金 交付金	127,692	△ 15,029	112,663
	4 地方消費税 清算金	30,074,580	3,246,720	33,321,300
	5 地方消費税 交付金	39,821,050	2,064,250	41,885,300
	6 配当割金 交付金	513,822	△ 12,742	501,080
	7 株式等譲渡 所得割交付金	540,806	466,771	1,007,577

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	8 軽油引取税 交 付 金	3,435,756	140,896	3,576,652
	9 所 得 割 金 交 付 金	134,965	1,559	136,524
	10 環境性能割 交 付 金	617,953	11,406	629,359
	11 法人事業税 交 付 金	2,270,488	775,180	3,045,668
歳 出	合 計	1,010,616,332	70,445,864	1,081,062,196

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 20,893
	1 議 会 費	20,893
2 総 務 費		1,568,980
	1 徴 税 費	68,980
	2 市 町 村 振 興 費	1,500,000
3 民 生 費		3,288
	1 生 活 保 護 費	3,288
4 衛 生 費		5,548,604
	1 公 衆 衛 生 費	5,548,604
5 労 働 費		201,739
	1 失 業 対 策 費	201,739
6 教 育 費		134,045
	1 中 学 校 費	22,947
	2 大 学 費	111,098
合	計	7,477,549

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 1,979,942	千円 3,993,187
	1 総 務 管 理 費	1,495,486	1,545,881
	2 企 画 費	153,550	517,020
	3 防 災 費	330,906	1,930,286
2 民 生 費		1,518,318	3,583,295
	1 社 会 福 祉 費	1,497,511	3,027,591
2 児 童 福 祉 費		20,807	555,704
3 衛 生 費		189,950	320,518
	1 環 境 衛 生 費	189,950	320,518
4 労 働 費		169,918	356,476
	1 職 業 訓 練 費	169,918	356,476
5 農 林 水 産 業 費		25,487,500	38,835,314
	1 農 業 費	1,388,000	4,508,066
	2 畜 産 業 費	298,000	1,446,325
	3 農 地 費	12,421,800	17,908,804
	4 林 業 費	10,420,700	13,283,988
	5 水 産 業 費	959,000	1,688,131

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
6 商 工 費		千円	千円
		11,724,114	29,522,081
	1 商 業 費	9,868,662	16,375,769
	2 工 鉱 業 費	1,622,453	1,908,225
	3 観 光 費	232,999	11,238,087
7 土 木 費		50,476,550	67,984,319
	1 土 木 管 理 費	429,326	447,252
	2 道 路 橋 り よ う 費	25,196,621	31,901,025
	3 河 川 海 岸 費	17,966,919	26,465,157
	4 港 湾 費	2,317,234	4,171,120
	5 都 市 計 画 費	4,566,450	4,999,765
8 警 察 費		257,501	262,559
	1 警 察 管 理 費	173,560	185,888
	2 警 察 活 動 費	83,941	76,671
9 教 育 費		4,101,790	5,757,280
	1 教 育 総 務 費	125,012	1,204,162
	2 高 等 学 校 費	2,295,718	2,430,782
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,448,577	1,769,885
	4 社 会 教 育 費	232,483	352,451

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
10 災 害 復 旧 費		千円 19,463,620	千円 26,498,412
	1 商工災害復旧費	596,524	7,576,616
	2 土木災害復旧費	18,867,096	18,921,796
合	計	115,369,203	177,113,441

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 会計事務補助委託業務	令和4年度	千円 8,078
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和4年度	15,806
3 派遣職員宿舍等賃借	令和4年度	10,544
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和4年度 ～令和5年度	46,564
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	31,096 15,468
5 銀座熊本館運営業務	令和4年度	2,188
6 人権啓発業務	令和4年度	3,200
7 通訳等業務	令和4年度	5,811
8 県費留学生宿舍等賃借	令和4年度	537
9 性暴力被害者サポートセンター運営業務	令和4年度	22,761
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和4年度	770
11 外国人サポートセンター運営業務	令和4年度	15,788
12 御所浦地域活性化推進事業	令和4年度	2,000
13 軽自動車税申告受付等業務	令和4年度	17,242

事 項	期 間	限 度 額
14 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和4年度	千円 6,231
15 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和4年度 ～令和6年度	462,220
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	230,490 115,865 115,865
16 職員等採用試験案内作成業務	令和4年度	765
17 消費者問題解決力強化事業	令和4年度	1,631
18 消費者生活再生総合支援事業	令和4年度	18,734
19 社会的養護自立支援業務	令和4年度	11,811
20 里親養育包括支援業務	令和4年度	4,200
21 大気汚染監視業務	令和4年度	1,035
22 産業廃棄物適正処理対策業務	令和4年度	660
23 エコアくまもと環境教育推進事業	令和4年度	13,285
24 水俣病総合対策事業等委託業務	令和4年度	70,218
25 外国人材受入支援センター運営業務	令和4年度	12,189
26 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和4年度	51,242
27 若年無業者就労促進事業	令和4年度	7,027
28 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和4年度	4,724

事 項	期 間	限 度 額
29 ジョブカフェくまもと関係業務	令和4年度	千円 3,901
30 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業	令和4年度	6,163
31 農業法人活動強化支援業務	令和4年度	5,600
32 認定農業者認定業務	令和4年度	4,052
33 県低利預託基金貸付金	令和4年度	153,950
34 熊本型特別栽培農産物認証業務	令和4年度	4,473
35 地下水と土を育む農畜産物等認証業務	令和4年度	1,305
36 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	令和3年度 ～令和4年度	3,700
37 家畜改良増殖総合対策事業	令和4年度	21,255
38 畜産経営技術高度化推進事業	令和4年度	5,858
39 国営土地改良事業負担金	令和4年度 ～令和15年度	211,896
	年次別内訳 令和4年度 418 令和5年度 418 令和6年度 21,106 令和7年度 21,106 令和8年度 21,106 令和9年度 21,106 令和10年度 21,106 令和11年度 21,106 令和12年度 21,106 令和13年度 21,106 令和14年度 21,106 令和15年度 21,106	
40 総合評価方式事前登録審査業務	令和4年度	9,800

事 項	期 間	限 度 額
41 ため池サポートセンター運營業務	令和4年度	千円 7,842
42 森づくりボランティアネット運營業務	令和4年度	8,722
43 くまもと林業大学校運營業務	令和4年度	64,714
44 治山事業	令和4年度	119,000
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和4年度	126,559
46 ヒトエグサ人工採苗網生産業務	令和4年度	1,368
47 クマモト・オイスター種苗生産業務	令和4年度	19,000
48 海外展開推進体制整備事業	令和4年度	8,229
49 物産展示場施設賃借	令和4年度	5,798
50 大阪圏県産品販路拡大業務	令和4年度	2,100
51 e-コマース強化雇用創出事業	令和4年度	8,000
52 小規模事業者等支援関係事業	令和4年度	5,507
53 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和4年度	10,126
54 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和4年度	2,160
55 インキュベーション施設運営事業	令和4年度	12,736
56 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	令和4年度	51,764

事 項	期 間	限 度 額
57 計量検定業務	令和4年度	千円 15,594
58 九州観光推進機構派遣職員宿舍賃借	令和4年度	672
59 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和4年度	672
60 建設産業若手人材確保対策事業	令和4年度	15,000
61 鞠智城PR事業	令和4年度	18,000
62 特定建築物等定期報告委託業務	令和4年度	4,311
63 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和4年度	552
64 交番・駐在所等賃借	令和4年度	18,609
65 教職員住宅用地賃借	令和4年度	171
66 公立学校教職員初任者研修等会場賃借	令和4年度	523
67 熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業	令和4年度	14,240
68 校長宿舍等賃借	令和4年度	3,792
69 県立学校用地等賃借	令和4年度 ～令和6年度	966
	年次別内訳	
	令和4年度 令和5年度 令和6年度	928 19 19
70 特別支援学校仮設校舎賃借	令和4年度 ～令和8年度	28,129
	年次別内訳	
	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	9,873 8,544 2,436 2,436 4,840

事 項	期 間	限 度 額				
71 電話相談室賃借	令和4年度	千円 540				
72 県営農地等災害復旧事業	令和4年度 ～令和5年度	2,440,000				
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	20,000 2,420,000				
73 なりわい再建支援事業	令和4年度	56,866				
74 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和4年度 ～令和7年度	76,167				
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,375 19,375 18,931 18,486				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年2.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和4年度	千円 38,739	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 46,935
2 首都圏広報業務	令和4年度	10,068	(補正前に同じ)	令和4年度	16,689
3 保健・医療・福祉関係業務	令和4年度	952,916	(補正前に同じ)	令和4年度	4,732,525
4 医師修学資金貸付	令和4年度 ～令和8年度	35,895	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	38,767
	年次別内訳 令和4年度 7,179 令和5年度 7,179 令和6年度 7,179 令和7年度 7,179 令和8年度 7,179			年次別内訳 令和4年度 10,051 令和5年度 7,179 令和6年度 7,179 令和7年度 7,179 令和8年度 7,179	
5 離職者訓練等委託業務	令和4年度	216,161	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和6年度	285,131
				年次別内訳 令和4年度 249,821 令和5年度 33,935 令和6年度 1,375	
6 就職氷河期世代活躍促進事業	令和4年度	25,499	(補正前に同じ)	令和4年度	71,627
7 指定野菜価格安定対策資金支払保証	令和3年度 ～令和4年度	664,656	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和4年度	731,495
8 積算基礎資材単価調査業務	令和4年度	43,500	(補正前に同じ)	令和4年度	63,505
9 企業立地促進費補助	令和4年度 ～令和7年度	1,925,100	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和7年度	1,987,100
	年次別内訳 令和4年度 600,000 令和5年度 600,000 令和6年度 425,100 令和7年度 300,000			年次別内訳 令和4年度 662,000 令和5年度 600,000 令和6年度 425,100 令和7年度 300,000	
10 庁用自動車賃借	令和4年度	11,088	(補正前に同じ)	令和4年度	11,868

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
11 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	千円 2,555,148	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	千円 2,613,973
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,836,268 718,880		年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,895,093 718,880
12 ほほえみスクール ライフ支援事業	令和4年度	89,903	(補正前に同じ)	令和4年度	111,733
13 県有施設等管理 業務	令和4年度 ～令和8年度	5,739,016	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	6,467,319
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	3,604,101 1,066,740 1,058,908 4,903 4,364		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	4,328,482 1,068,282 1,060,120 5,487 4,948
14 給食業務	令和4年度 ～令和6年度	244,348	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和6年度	298,422
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	156,324 43,989 44,035		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	210,398 43,989 44,035
15 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	1,499,512	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	2,494,266
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	856,426 313,601 278,396 34,306 16,783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,825,272 320,198 284,993 40,699 23,104
16 事務機器等賃借	令和4年度 ～令和11年度	2,519,422	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和11年度	2,764,420
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	499,722 500,448 490,822 488,129 346,766 102,214 55,503 35,818		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	740,666 501,858 492,232 488,746 347,383 102,214 55,503 35,818

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商 工 業 施 設 過 年 発 生 国 補 助 事 業 庫 費  歳 入 欠 かん 債	千円  2,310,000  30,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	2,340,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 74,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
土地改良国庫補助事業費	2,841,000	財務省、地方公共団体	以 内	含め30年以内	3,173,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	520,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	485,000			
農地防災国庫補助事業費	290,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	484,000			
湛水防除国庫補助事業費	363,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	る資金について、利率の見直しを行った後に	等	710,000			
造林国庫補助事業費	36,000		利率の見直しを行	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをす	156,000			
林道国庫補助事業費	668,000		直しを行	ることができ	546,000			
治山国庫補助事業費	2,642,000	(その他)	当該見直し後の利	る。	3,163,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	37,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて	率)		196,000			
漁港国庫補助事業費	168,000				487,000			
観光施設整備事業費	195,000				87,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	6,802,000	借り入れることができる。			8,454,000			
道路維持国庫補助事業費	3,118,000	発行価格が額面金額を下			4,475,000			(補正前に同じ)
河川国庫補助事業費	1,878,000	回るときは、その発行差額をうめるため			2,866,000			
砂防国庫補助事業費	2,357,000	必要な金額を加算した額を限度額とする			4,000,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	168,000				209,000			
港湾建設国庫補助事業費	455,000				1,418,000			
土地区画整理事業費	567,000				196,000			
街路国庫補助事業費	1,443,000				1,186,000			
都市公園整備事業費	193,000				326,000			
公営住宅建設事業費	446,000							
土地改良直轄事業負担金	432,000				631,000			
農地海岸直轄事業負担金	421,000				371,000			
道路直轄事業負担金	5,173,000				7,674,000			
河川直轄事業負担金	5,220,000				6,896,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂防直轄事業 負担金	千円 923,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,095,000			
港湾直轄事業 負担金	1,022,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	1,035,000			
福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費	177,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	178,000			
治山災害 現年度発生国庫 補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等				
治山災害 過年度発生国庫 補助事業費	272,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついで、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	16,000			
公共土木 現年度発生国庫 補助事業費	1,531,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	1,521,000			
公共土木 過年度発生国庫 補助事業費	4,014,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ	3,564,000			
教育施設 現年度発生国庫 補助事業費	15,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	10,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	185,000	を翌年度以降 に繰り下げて			5,770,000			
総合庁舎 整備事業費	1,399,000	借り入れるこ とができる。			979,000			
県庁舎 整備事業費	461,000	発行価格が				(補正前に同じ)		
県立劇場 整備事業費	26,000	額面金額を下 回るときは、			8,000			
防災施設 整備事業費	161,000	その発行差額 をうめるため			751,000			
障がい福祉施設 整備事業費	42,000	必要な金額を 加算した額を			183,000			
老人福祉施設 整備事業費	148,000	限度額とする ことができる。			213,000			
清水が丘学園 整備事業費	7,000							
公害調査機器 整備事業費	30,000							
動物愛護施設 整備事業費	82,000							
技術短期大学校 整備事業費	84,000				83,000			
農業公園 整備事業費	6,000							
農業大学校 整備事業費	57,000				78,000			
農業試験 機関整備事業費	74,000							
家畜保健衛生所 整備事業費	210,000							



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 10,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を 含め12年以内 半年賦元金 均等償還	千円 11,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	110,859,000				108,921,402			

令和3年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 658,368千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 491,694千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		13	37	50
	1 一般会計 繰入金	13	37	50
2 繰越金		8,280	8,887	17,167
	1 繰越金	8,280	8,887	17,167
3 諸収入		1,141,769	△ 667,292	474,477
	1 貸付金 元利収入	1,137,209	△ 667,292	469,917
歳入合計		1,150,062	△ 658,368	491,694

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		12,991		12,991
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	12,991		12,991
2 公 債 費		945,308	△ 527,370	417,938
	1 公 債 費	945,308	△ 527,370	417,938
3 諸 支 出 金		191,763	△ 130,998	60,765
	1 繰 出 金	191,763	△ 130,998	60,765
歳 出 合 計		1,150,062	△ 658,368	491,694

令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		172,835	49	172,884
	1 財産運用収入	208	49	257
2 繰入金		77,723	6,682	84,405
	1 基金繰入金	24,157	6,682	30,839
歳 入 合 計		321,513	6,731	328,244

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		321,513	49	321,562
	1 高等学校費	321,513	49	321,562
2 諸支出金			6,682	6,682
	1 繰出金		6,682	6,682
歳 出 合 計		321,513	6,731	328,244

第2表 債務負担行為補正 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	千円 1,026	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和10年度	千円 4,226
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	162 162 162 162 162 162 54		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	962 962 962 962 162 162 54

令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,258,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	851,275	△ 40,026	811,249
	1 使用料	851,275	△ 40,026	811,249
2	財産収入	137,500	17,360	154,860
	1 財産売払 収入	137,500	17,360	154,860
3	繰入金	630,077	△ 10,450	619,627
	1 一般会計 繰入金	630,077	△ 10,450	619,627
4	県 債	1,493,200	△ 52,000	1,441,200
	1 県 債	1,493,200	△ 52,000	1,441,200
	歳 入 合 計	3,343,954	△ 85,116	3,258,838

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,530,000	△ 78,729	1,451,271
	1 港 湾 費	1,530,000	△ 78,729	1,451,271
2 公 債 費		1,813,954	△ 6,387	1,807,567
	1 公 債 費	1,813,954	△ 6,387	1,807,567
歳 出 合 計		3,343,954	△ 85,116	3,258,838

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
八代港国際旅客船拠点管理運営業務	令和4年度 ～令和6年度	千円 113,157
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	37,719 37,719 37,719

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 14,823	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	千円 27,488
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	11,643 795 795 795 795		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	24,308 795 795 795 795

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
港 湾 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	1,493,200	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,441,200	(補 正 前 に 同 じ)			

令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		49,184	62,990	112,174
	1 基金繰入金	49,184	62,990	112,174
2 繰 越 金		85,368	△ 54	85,314
	1 繰 越 金	85,368	△ 54	85,314
歳 入 合 計		173,430	62,936	236,366

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		173,430		173,430
	1 港 湾 費	173,430		173,430
2 諸 支 出 金			62,936	62,936
	1 繰 出 金		62,936	62,936
歳 出 合 計		173,430	62,936	236,366

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		20,000	30,000
	1 港 湾 費	20,000	30,000
合 計		20,000	30,000

令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,500	△ 4,216	284
	1 一般会計繰入金	4,500	△ 4,216	284
2 繰越金		40,860	△ 12,992	27,868
	1 繰越金	40,860	△ 12,992	27,868
3 諸収入		816,565	△ 284,755	531,810
	1 貸付金元利収入	816,565	△ 284,755	531,810
歳入合計		862,589	△ 301,963	560,626

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		862,589	△ 301,963	560,626
	1 育英資金	862,589	△ 301,963	560,626
歳 出 合 計		862,589	△ 301,963	560,626

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和4年度	千円 264	
2 情報処理関連業務	令和4年度	1,027	

令和3年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208,818千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ602,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		712	△ 663	49
	1 一般会計 繰入金	712	△ 663	49
2 繰越金		267,390	△ 202,557	64,833
	1 繰越金	267,390	△ 202,557	64,833
3 諸収入		542,932	△ 5,598	537,334
	1 貸付金 元利収入	376,682	△ 5,598	371,084
歳入合計		811,034	△ 208,818	602,216

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林業費		811,029	△ 209,397	601,632
	1 林業改善 資金	811,029	△ 209,397	601,632
2 諸支出金		5	579	584
	1 繰出金	5	579	584
歳出合計		811,034	△ 208,818	602,216

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和4年度	千円 332,500

令和3年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,517千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		771	△ 731	40
	1 一般会計繰入金	771	△ 731	40
2 繰越金		85,025	△ 81,697	3,328
	1 繰越金	85,025	△ 81,697	3,328
3 諸収入		70,284	7,865	78,149
	1 貸付金元利収入	70,284	7,865	78,149
歳入合計		156,080	△ 74,563	81,517

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		156,080	△ 74,563	81,517
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,080	△ 74,563	81,517
歳 出 合 計		156,080	△ 74,563	81,517

令和3年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,515,452千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		505,712	221,800	727,512
	1 繰 越 金	505,712	221,800	727,512
歳 入 合 計		1,293,652	221,800	1,515,452

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		1,213,652	221,800	1,435,452
	1 市町村振興 資 金	1,213,652	221,800	1,435,452
歳 出 合 計		1,293,652	221,800	1,515,452

令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号)

は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,813,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,970	1,674,059	1,701,029
	1 財産売払収入		1,674,059	1,674,059
2 県 債		933,000	△ 933,000	
	1 県 債	933,000	△ 933,000	
歳 入 合 計		1,072,940	741,059	1,813,999

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		934,736	670,000	1,604,736
	1 公債費	934,736	670,000	1,604,736
2 諸支出金		111,515	71,059	182,574
	1 繰 出 金	111,515	71,059	182,574
歳 出 合 計		1,072,940	741,059	1,813,999

第2表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 933,000	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	千円	(補 正 前 に 同 じ)		

令和3年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944,953千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,696,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		279,821	111,323	391,144
	1 財産運用収入	279,821	111,323	391,144
2 繰入金		53,235,449	△ 1,056,276	52,179,173
	1 一般会計繰入金	35,020,449	△ 1,056,276	33,964,173
歳 入 合 計		111,641,349	△ 944,953	110,696,396

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		111,641,349	△ 944,953	110,696,396
	1 公 債 費	111,641,349	△ 944,953	110,696,396
歳 出 合 計		111,641,349	△ 944,953	110,696,396

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和4年度	千円 176

令和3年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,892,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,424,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		55,026,531	627,905	55,654,436
	1 負担金	55,026,531	627,905	55,654,436
2 国庫支出金		58,366,693	311,021	58,677,714
	1 国庫負担金	36,989,420	309,728	37,299,148
	2 国庫補助金	21,377,273	1,293	21,378,566
3 財産収入		20,792	6,954	27,746
	1 財産運用収入	20,792	6,954	27,746
4 繰入金		13,840,005	239,160	14,079,165
	1 一般会計繰入金	11,697,692	111,473	11,809,165
	2 基金繰入金	2,142,313	127,687	2,270,000
5 繰越金			2,831,947	2,831,947
	1 繰越金		2,831,947	2,831,947
6 諸収入		62,277,342	4,875,833	67,153,175
	1 雑入	62,277,342	4,875,833	67,153,175

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳入合計		189,531,363	8,892,820	198,424,183

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		189,354,539	8,848,346	198,202,885
	1 社会福祉費	189,354,539	8,848,346	198,202,885
2 衛生費		176,824	△ 4,753	172,071
	1 公衆衛生費	176,824	△ 4,753	172,071
3 諸支出金			49,227	49,227
	1 繰出金		49,227	49,227
歳出合計		189,531,363	8,892,820	198,424,183

第2表 債務負担行為 設定			
事	項	期 間	限 度 額
1	情報処理関連業務	令和4年度	千円 35
2	事務機器等賃借	令和4年度	8

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,387,622千円	△2,764千円	3,384,858千円
第2項 営業外収益	1,885,596千円	△2,764千円	1,882,832千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,414,807千円	5,473千円	3,420,280千円
第1項 営業費用	3,293,068千円	5,473千円	3,298,541千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「489,171千円」を「487,946千円」に、「65,912千円」を「30,207千円」に、「423,259千円」を「457,739千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,072,561千円	△494,825千円	577,736千円
第1項 企業債	333,600千円	△102,000千円	231,600千円
第2項 補助金	520,000千円	△289,600千円	230,400千円
第3項 負担金	210,100千円	△103,225千円	106,875千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,561,732千円	△496,050千円	1,065,682千円
第1項 建設改良費	942,929千円	△496,050千円	446,879千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	48,858千円	5,473千円	54,331千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和4年度	千円 1,284

令和3年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 事業収益	1,590,731千円	718千円	1,591,449千円
第2項 営業外収益	109,246千円	718千円	109,964千円
	支	出	
第1款 事業費	1,822,353千円	19,009千円	1,841,362千円
第1項 営業費用	1,768,464千円	19,009千円	1,787,473千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「768,206千円」を「744,262千円」に、「301,832千円」を「273,889千円」に、「166,374千円」を「170,373千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,308,554千円	△249,000千円	3,059,554千円
第2項 企業債	3,023,000千円	△249,000千円	2,774,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,076,760千円	△272,944千円	3,803,816千円
第1項 建設改良費	3,290,157千円	△307,371千円	2,982,786千円
第2項 企業債償還金	171,049千円	34,427千円	205,476千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額「3,023,000千円」を「2,774,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	503,742千円	13,519千円	517,261千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和4年度	千円 4,990
情報処理関連業務	令和4年度	1,149
事務機器等賃借	令和4年度	1,990

令和3年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	994,246千円	△1,568千円	992,678千円
第2項 営業外収益	332,432千円	△1,568千円	330,864千円
	支 出		
第1款 事業費	1,154,544千円	6,032千円	1,160,576千円
第1項 営業費用	1,098,120千円	6,032千円	1,104,152千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「133,281千円」を「146,198千円」に、「14,870千円」を「15,877千円」に、「118,411千円」を「130,321千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	672,405千円	△8,670千円	663,735千円
第4項 補助金	129,154千円	△8,670千円	120,484千円
	支 出		
第1款 資本的支出	805,686千円	4,247千円	809,933千円
第1項 建設改良費	167,458千円	3,747千円	171,205千円
第2項 企業債償還金	322,487千円	500千円	322,987千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	73,471千円	1,832千円	75,303千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和4年度	千円 4
企業局所有施設等管理業務	令和4年度 ～令和6年度	11,162
	年次別内訳	
	令和4年度	8,177
	令和5年度	1,876
	令和6年度	1,109

令和3年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 事業収益	111,122千円	△140千円	110,982千円
第2項 営業外収益	6,380千円	△140千円	6,240千円
	支 出		
第1款 事業費	108,781千円	△3,501千円	105,280千円
第1項 営業費用	100,781千円	△3,501千円	97,280千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	10,793千円	△3,501千円	7,292千円

令和3年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,723,148千円	207,399千円	1,930,547千円
第1項 医 業 収 益	797,035千円	△160,562千円	636,473千円
第2項 医 業 外 収 益	926,113千円	367,961千円	1,294,074千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,722,442千円	38,468千円	1,760,910千円
第1項 医 業 費 用	1,680,159千円	38,468千円	1,718,627千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「110,168千円」を「111,234千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	644,970千円	924千円	645,894千円
第2項 一般会計負担金	162,970千円	924千円	163,894千円
	支 出		
第1款 資本的支出	755,138千円	1,990千円	757,128千円
第2項 企業債償還金	246,193千円	1,990千円	248,183千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,079,840千円	38,213千円	1,118,053千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度	千円 16,646
情報処理関連業務	令和4年度	8,498

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第18号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,038,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,019,654,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>272,950,613</b>	<b>7,675,913</b>	<b>280,626,526</b>
	1 国庫負担金	51,705,977	176,059	51,882,036
	2 国庫補助金	218,220,763	7,499,854	225,720,617
2 繰入金		<b>40,353,437</b>	<b>533,739</b>	<b>40,887,176</b>
	1 基金繰入金	39,887,389	533,739	40,421,128
3 諸収入		<b>98,591,351</b>	<b>828,450</b>	<b>99,419,801</b>
	1 雑入	17,037,908	828,450	17,866,358
歳 入 合 計		<b>1,010,616,332</b>	<b>9,038,102</b>	<b>1,019,654,434</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>119,629,152</b>	<b>294,489</b>	<b>119,923,641</b>
	1 社会福祉費	72,174,377	264,089	72,438,466
	2 児童福祉費	38,924,303	30,400	38,954,703
2 衛 生 費		<b>115,513,010</b>	<b>264,089</b>	<b>115,777,099</b>
	1 公衆衛生費	100,452,209	264,089	100,716,298
3 農 水 産 業 林 費		<b>67,050,614</b>	<b>151,220</b>	<b>67,201,834</b>
	1 農 業 費	19,045,397	15,844	19,061,241
	2 水 産 業 費	4,431,953	135,376	4,567,329
4 商 工 費		<b>163,139,956</b>	<b>8,328,304</b>	<b>171,468,260</b>
	1 商 業 費	147,337,494	8,328,304	155,665,798
歳 出 合 計		<b>1,010,616,332</b>	<b>9,038,102</b>	<b>1,019,654,434</b>

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 <b>1,497,511</b>	千円 <b>1,761,600</b>
	1 社 会 福 祉 費	1,497,511	1,761,600
2 農 林 水 産 業 費		<b>2,347,000</b>	<b>2,498,220</b>
	1 農 業 費	1,388,000	1,403,844
	2 水 産 業 費	959,000	1,094,376
3 商 工 費		<b>9,868,662</b>	<b>18,196,966</b>
	1 商 業 費	9,868,662	18,196,966
合 計		<b>13,713,173</b>	<b>22,456,786</b>

**熊本県告示第180号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園上熊本線
- 3 事業施行期間 平成19年（2007年）1月12日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第181号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・88号パイン通り線
- 3 事業施行期間 平成29年（2017年）3月24日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第182号**

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように改める。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項  
熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように  
改正する。  
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第11条関係)

訓練手当受給資格認定申請書															年 月 日																
熊本県知事 様																															
(フリガナ) 申請者氏名																															
訓練手当の支給を受けたいので、熊本県訓練手当支給要項第11条の規定により次のとおり申請します。																															
① 申請する手当の種類			基本手当			技能習得手当						寄宿手当																			
						受講手当			通所手当																						
② 申請者に関する事項		(1) 生年月日		年 月 日生(満 歳)			個人番号 (マイナンバー)																								
		(2) 住所又は居所		入校前 千						電話番号 ( )																					
				入校後 千						電話番号 ( )																					
③ 通所に 関する 事項		(1) 届出理由		新規・住宅又は居所の変更・通所経路の変更・通所方法の変更・運賃等の変更																											
		(2) 上記事実の発生日		年 月 日																											
		順路		(3)通所方法の別		(4)区 間		(5)距 離 (概算)		(6)所要時間 (概算)		(7)乗車券の 種類		(8)左欄の乗 車券等の額		(9)備 考															
				1		住居から (経由) まで		キロメートル		時間 分				円																	
				2		から まで																									
		3		から まで																											
		4		から まで																											
		自動車等使用の場合 (イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者		計																											
				※通所手当の額										円																	
④ 寄宿に 関する 事項(寄 宿手当 支給対 象者の み記入 してく ださい。)		(1) 寄宿開始年月日		年 月 日																											
		(2) 寄宿前の住所又は居所		( )方																											
		家 族 の 状 況		氏 名		申請者との続柄		年 齢		職 業		同居・別 居の別		扶養・非 扶養の別		別居している者の住所(又は居所)															
								歳		有・無		同・別		扶・非																	
								歳		有・無		同・別		扶・非																	
						歳		有・無		同・別		扶・非																			
				歳		有・無		同・別		扶・非																					
⑤ 職業訓 練受講 指示書 に 関 する 事項		(1) 訓練の別		公 共 職 業 訓 練																											
		(2) 訓練期間		年 月 日から 年 月 日まで						(3) 訓練科																					
		(4) 訓練受 講指示の 根拠		労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則														その他													
				第 2 条 第 2 項												第3項		附則第2 条第1項													
				1号		3号		4号		4号 の2		5号		6号		7号		7号 の2		8号		8号 の2		8号 の3		10号		11号		12号	
		(5) 雇用保険基本手当等受給資格の有無		有・無																											
		(6) 種類		イ 雇用保険基本手 当及び傷病手当				ロ 船員失業保 険金				ハ 国家公務員 等退職手当				ニ 生活保護				ホ イ～ニに相当する地方公 共団体が支給する給付金											
金 額																															
期 間																															
(7) 添付書 類		受講指示書写				手帳等の写				通所届				入寮許可書等				雇用保険、生活保護等													
本書の記載事項に誤りのないことを確認します。																															
年 月 日 (施設名称、所在地) 職業訓練施設の長																															

◎裏面の注意をよく読んで記入してください。※欄は、出身都道府県で記入します。

附 則  
この要項は、告示の日から施行する。

**公 告**

**熊本県公告第162号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市築地字小袋1512番219の一部、同1512番320の一部及び同1512番320番地先道の一部  
4,462.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市大島1738番2  
株式会社クリーン発酵九州

**熊本県公告第163号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字椎木迫3148番1、同3148番5  
445.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市洒水町吉富3215番119スライブ式番館203号  
中田 浩平

**熊本県公告第164号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字秋永1327番1  
463.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区東野四丁目15番1号  
中村 亮

**熊本県公告第165号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
内山 専一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字王子山1243番1ほか3筆
柳瀬 安好	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字桑木原1045番ほか5筆
内田 啓二	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字釜場331番
田中 裕一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2248番1ほか1筆
川邊 俊彦	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字松ノ本3129番ほか2筆
合同会社あぐり	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字切原野3229番5

税所		
合同会社あぐり 税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字切原野3253番9 ほか5筆
土肥 祥吾	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字高黒200番ほか 2筆
川村 達郎	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上東字大堀427番3ほか 2筆
農事組合法人 万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字田中330番

2 認可年月日  
令和4年(2022年)3月4日

**熊本県公告第166号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人加 勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字次郎丸679番1ほか 5筆

2 認可年月日  
令和4年(2022年)3月4日

**熊本県公告第167号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市栗崎町605番地の2
- 2 築造者の氏名 株式会社渡邊建設
- 3 道路の位置 宇土市神合町字城下71番4
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 20.73メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)3月1日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第142号

**熊本県公告第168号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区島町二丁目16番3号
- 2 築造者の氏名 たかのは実業株式会社
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字茂正寺1249番6、同1249番7、同1249番8及び同1250番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.78メートルまで
- 5 道路の延長 49.59メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)3月2日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第143号

**熊本県公告第169号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野川 正賢	上天草市大矢野町上	上天草市大矢野町中字東小亀4893番1
森田 正幹	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町富岡字轟式番割3384番4 ほか1筆

2 認可年月日  
令和4年(2022年) 3月7日

熊本県公告第170号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業)	令和2年(2020年) 7月20日から 令和4年(2022年) 1月31日まで	上益城郡益城町大字広崎、古閑及び福富の一部

登載依頼

熊本県観光審議会公告第1号

令和3年度(2021年度)第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。  
令和4年(2022年)3月15日

熊本県観光審議会长

- 1 日時  
令和4年(2022年)3月22日(火)午前10時00分から正午まで
- 2 場所  
ホテル熊本テルサ3階「たい樹」(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 議題  
ようこそくまもと観光立県推進計画(2021年度-2023年度)の令和3年度実績報告及び令和4年度の取組みについて
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県観光審議会事務局(熊本県観光戦略部観光企画課内)  
(電話096-333-2332)